



環境に配慮した船舶に対する インセンティブ制度

拡
充

【LNGを燃料とする船舶等に対するインセンティブ制度】

➤対象船舶

- ① LNGを燃料とする船舶で横浜港に入港する船舶
※LNGを運搬する船舶を除く。
- ② LNG燃料を供給する船舶で横浜港に入港する船舶

➤インセンティブの内容

- ① 入港料 100%減免
- ② 入港料 100%減免
岸壁使用料 100%減免(条件により75%減免)

➤開始日時

令和3年4月1日(日本時間)入港船舶から

【ESIまたはグリーンアワード財団の認証をもつ船舶に対する制度】

➤対象船舶

- ①ESIスコア30以上で横浜港に入港する外航船
- ②グリーンアワード財団の認証を取得した横浜港に入港する外航船

➤インセンティブの内容

入港料15%減免

➤開始日時

平成29年4月1日(日本時間)入港船舶から

LNGを燃料とする船舶等に対するインセンティブ

IMO(国際海事機関)による船舶からの排出ガス規制の強化に伴い、新たな船舶燃料として、従来の重油と比べて環境負荷の小さいLNG(液化天然ガス)への転換が進められており、今後、LNGを燃料とする船舶が増加していくものと予想されます。

そこで、横浜港においても、国際的な環境対策にいち早く貢献するとともに、国際戦略港湾である横浜港の国際競争力強化のため、次のインセンティブを実施します。

➤ 減免の対象

①LNGを燃料とする船舶(以下、「LNG燃料船」)で横浜港に入港する船舶
ただし、LNGを運搬する船舶を除く。

②LNG燃料を供給する船舶(以下、「LNGバンカリング船」)で横浜港に入港する船舶

➤ 減免額

	入港料	岸壁使用料
LNG燃料船 (LNG運搬船を除く)	全額	減免無し
LNGバンカリング船 (上記のうち、LNG以外の燃料も供給可能な設備を有する船舶)	全額	全額 (75%相当額)

➤ 他のインセンティブと重複した場合

100%減免のため100%を超える重複適用は実施しません。

➤ 必要書類

	入港料	岸壁使用料
LNG燃料船	①入港料減免申請書 ②下記のうちいずれかの証書の写し (客船) 旅客船安全証書(第1号様式) (貨物船) 貨物船安全構造証書(第2号様式) 貨物船安全証書(第5号様式)	【確認する項目】 ○船舶の要目; 対象船舶の確認、 船舶の種類 ○利用燃料の確認(§2.2.) ○証書の有効期間の確認
LNGバンカリング船	①入港料減免申請書 下記の書類のいずれかをご用意いただき、ご相談ください。 ②国際液化ガスばら積船適合証書(IGC証書)(第5号様式2の2) ③危険物取扱規程(危規則第143条の2に基づき地方運輸局長が承認したもの) ④船舶検査証書(船舶安全法第9条第1項に基づき管海官庁が交付したもの)	①岸壁使用料減免申請書

上記の表中のLNG燃料船の書類②、LNGバンカリング船の書類②は「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)」の第2条に規定されています。(第1号様式、第2号様式、第5号様式、第5号様式2の2)

➤ 注意事項 有効期間を過ぎた証書(基準は日本時間)の場合には減免できません。

入港料減免申請書の記入方法

第15号様式（第2条第6号イ）

入 港 料
 岸壁使用料 減免申請書
 自走式渡船橋使用料

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連 絡 先

次のとおり入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料の免除を受けたいので申請します。

対 象 船 舶	名称及び信号符字	
	総 ト ン 数	(例)40,000トン
	停 泊 場 所	
	入 港 日 時	
	入 港 目 的	
納 付 す べ き 金 額	入 港 料	(例)108,000円
	岸壁使用料	
免 除 を 受 け よ う と す る 金 額	自走式渡船橋使用料	
	入 港 料	(例)108,000円
	岸壁使用料	
免 除 を 受 け よ う と す る 理 由	自走式渡船橋使用料	
	(例)液化天然ガスを燃料とする船舶又は液化天然ガスを燃料とする船舶に燃料として液化天然ガスを海上において供給するための設備を有する船舶が入港するとき	

(A4)

➤ 入港料減免申請書のダウンロードURL

<https://www.city.Yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>港湾>ビジネスサポート情報一覧>申請書(第15号様式)

➤ 申請書の「減免を受けようとする理由」欄について

横浜港では、入港料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。

<https://www.city.Yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/shiyoryo/incentive.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>港湾>ビジネスサポート情報一覧>港湾の使用料>港湾施設使用料等のインセンティブ
[注: 令和3年4月1日更新予定]

➤ 書類提出時期・申請者・申請方法

・提出時期 入港届と併せて御提出ください。

・申請者 船社または代理店

・申請方法 横浜市港湾局EDIシステム(NACCS経由含む。)にてお願いします。(FAXの場合は下記番号へ)

添付書類は、横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所まで FAX (045-521-8081)にてお願いします。

岸壁使用料減免申請書の記入方法

第15号様式（第2条第6号イ）

入 港 料
岸壁使用料 減免申請書
 自走式渡船橋使用料

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)
 連 絡 先

次のとおり入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料の免除を受けたいので申請します。

対象船舶	名称及び信号符字		
	総トン数		
	停泊場所		
	入港日時		
	入港目的		
	着岸日時		
	運航者名		
納付すべき金額	入港料		
	岸壁使用料		
	自走式渡船橋使用料		
免除を受けようとする金額	入港料		
	岸壁使用料		
	自走式渡船橋使用料		
免除を受けようとする理由	液化天然ガスを燃料とする船舶に燃料として、液化天然ガスを海上において供給するための設備を有する船舶のうち液化天然ガス以外の燃料を海上において供給する設備も併せもつ船舶が停留地として岸壁を使用したとき		

(A4)

岸壁使用料減免申請書のダウンロードURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html>
 トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>港湾>ビジネスサポート情報一覧>申請書(第15号様式)

申請書の「減免を受けようとする理由」欄について

横浜港では、岸壁使用料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/shiyoroy/incentive.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>港湾>ビジネスサポート情報一覧>港湾の使用料>港湾施設使用料等のインセンティブ

[注: 令和3年4月1日更新予定]

申請者・申請方法

- ・申請者 船社または代理店
- ・申請方法 横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所までTEL(045-521-8080)にてお問合せください。

環境配慮船舶に対するインセンティブ

WPSP (World Ports Sustainability Program) が認証した船舶のESI (Environmental Ship Index) スコアが30以上の船舶またはグリーンアワード財団 (Green Award Foundation) が認証した船舶が入港したときに、入港料を減額します。

➤ 減免の対象

- ① ESIスコア30以上で横浜港に入港する外航船
- ② グリーンアワード財団の認証を取得した横浜港に入港する外航船

(①・②共に船種は問いません。)

➤ 減免率

入港料15%減免

➤ 必要書類

- ・ ESI、グリーンアワード共に制度運営者が発行するCertificate (証書) の写し
- ・ 入港料減免申請書 (各制度のCertificate入手方法は、6ページを御覧ください。)

➤ 書類提出時期・申請者・申請方法

- ・ 提出時期 入港届と併せて御提出ください。
- ・ 申請者 船社または代理店
- ・ 申請方法 横浜市港湾局EDIシステム (NACCS経由 も含む。) にてお願いします。
添付書類は、横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所まで
FAX (045-521-8081) にてお願いします。

➤ 注意事項

認証期間を過ぎた証書 (Certificate) では減免できません (基準は日本時間)。

➤ 他のインセンティブと重複した場合

重複適用 (上乘せ) します。ただし、100%を超える減免は実施しません。

➤ 計算例



H29.4.1 横浜港に入港した外航船A
総トン数 90,000トン ESIスコア 32.0

外航船Aへの減免 (入港料)

減免前 90,000トン × 2.7円 = 243,000円
減免額 243,000円 × 15% = 36,450円
支払額 243,000円 - 36,450円 = 206,550円

H29.4.1 京浜3港に入港した外航船B
総トン数 40,000トン ESIスコア 32.0
グリーンアワード財団認証取得

外航船Bへの減免 (入港料)

減免前 40,000トン × 2.7円 = 108,000円
減免額 (3港) 108,000円 × 2/3 = 72,000円
減免額 (環境) 108,000円 × 15%※ = 16,200円
(※両制度の認証を得ていても、減免率は15%)
支払額
108,000円 - (72,000円 + 16,200円) = 19,800円

入港料減免申請書の記入方法

第15号様式（第2条第6号イ）

入 港 料
 岸壁使用料 減免申請書
 自走式渡船橋使用料

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)
 連 絡 先

次のとおり入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料の免除を受けたいので申請します。

対象船舶	名称及び信号符字		
	総 ト ン 数	(例B) 40,000トン	
	停 泊 場 所		
	入 港 日 時		
	入 港 目 的		
	着 岸 日 時		
運 航 者 名			
納付すべき金額	入 港 料	(例B) 108,000円	
	岸壁使用料		
	自走式渡船橋使用料		
免除を受けようとする金額	入 港 料	(例B) 88,200円	
	岸壁使用料		
	自走式渡船橋使用料		
免除を受けようとする理由	(例B) コンテナ船が東京港、川崎港及び横浜港に連続して入港したとき。 ESI値が30以上の船舶又はグリーンアワード財団が認証した船舶が入港したとき。		

(A4)

➤ 入港料減免申請書のダウンロードURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>港湾>ビジネスサポート情報一覧>申請書(第15号様式)

➤ 申請書の「減免を受けようとする理由」欄について

横浜港では、入港料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/shiyoryo/incentive.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>港湾>ビジネスサポート情報一覧>港湾の使用料>港湾施設使用料等のインセンティブ
[注: 令和3年4月1日更新予定]

➤ 書類提出時期・申請者・申請方法

・提出時期 入港届と併せて御提出ください。

・申請者 船社または代理店

・申請方法 横浜市港湾局EDIシステム(NACCS経由含む。)にてお願いします。(FAXの場合は下記番号へ)

添付書類は、横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所まで FAX (045-521-8081)にてお願いします。

ESIについて

➤ESIとは

国際港湾協会 (IAPH) 主導のもと世界の港湾が結成したWPSP (World Port Sustainability Program) が運営。船舶からの大気汚染物質 (NO_x、SO_x、CO₂) 等の排出削減を主目的とします。

➤認証期間

6か月。**【注】6か月毎に更新されますので御注意ください。**

➤Certificateの入手方法

船社はWPSPのWebからCertificateを取得できます。
代理店等におかれましては、船社の当該部門からCertificateを入手していただくようお願いします。

※(参考)WPSPのWebからCertificateを取得する方法

- ①ESIにログイン (IDは船社につき1つ)
- ②ESIのShipのページに入り、対象船を選択する
- ③船舶のページにあるCertificateのDownloadをクリックしてPDF形式で入手



グリーンアワードについて

➤グリーンアワードとは

オランダに本部を置くグリーンアワード財団が運営。環境配慮、安全対策、船員の質の向上など幅広い項目を審査対象としています。

➤認証期間

3年間

➤Certificateの入手方法

グリーンアワード財団から船社に交付されています。
代理店等におかれましては、船社の当該部門からCertificateを入手していただくようお願いします。



お問合せ先

[制度に関して] 横浜市 港湾局 政策調整課
[手続に関して] 横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所

TEL 045-671-7165
TEL 045-521-8080